

櫛形荘通所介護事業所運営規程

1 はじめに

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人光明会が設置運営する地域密着型通所介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営方針)

第 3 条 本事業所において提供する地域密着型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行いその改善を図って行く。

6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

7 痴呆の状態にある要介護者等に対して、必要に応じたサービスを提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第 4 条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 櫛形荘通所介護事業所

(2) 所在地 山梨県南アルプス市上宮地 1408 番地

(営業日及び営業時間)

第 5 条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～金曜日
(祝日営業、ただし、年始1月1日～1月2日は休業)
- (2) 営業時間 8:30 ～ 17:30
(サービス提供時間 9:00 ～ 16:10)

(利用定員)

第6条 1日の地域密着型通所介護のサービスを提供する定員は18名（指定第1号通所介護及び通所型サービスAを含む。）とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
南アルプス市全域

2 職員等の職種、員数及び職務内容

(職員等の職種、員数及び職務内容)

第8条 本事業所に勤務する職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、指定通所介護従業者は、指定通所介護予防の業務を行うものとする。

- (1) 管理者 1名 (兼務)

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2名 (兼務1名)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 看護師 3名 (兼務2名)

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (4) 介護職員 2名以上

介護職員は、指定通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名(兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な機能訓練等を行う。

- (6) 管理栄養士 1名 (兼務1名)

管理栄養士は、食事の献立の作成、栄養計算、衛生管理及び利用者に対する栄養指導等行う。

- (7) 調理員 必要数
調理員は、利用者の給食業務を行う。
- (8) 事務員 2名 (兼務)
事務員は、必要な事務を行う。

3 地域密着型通所介護の内容、介護計画樹立並びに利用料等

(通所介護の内容)

第9条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - ア、排泄の介助
 - イ、移動の介助
 - ウ、身体介護
 - エ、養護（休養）
 - オ、その他日常生活全般にわたる介護
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
利用者が、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための、訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティサービス)を提供する。
 - ア、日常生活動作に関する訓練
 - イ、レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - ウ、グループワーク
 - エ、行事的活動
 - オ、体操
 - カ、趣味活動
- (4) 送迎サービス
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への乗降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ・入浴形態
 - ア、一般浴による入浴（リフト浴含む）

- イ、機械浴による入浴
- ・介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア、衣類着脱
 - イ、身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ、その他必要な介助

(6) 食事サービス

- ア、準備、後始末の介助
- イ、食事摂取の介助
- ウ、その他必要な食事の介助
- エ、調理

(7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ、福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ、その他の必要な相談、助言

（地域密着型通所介護計画の作成等）

第 10 条 地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 地域密着型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得た上当該計画を利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、サービスの実施状況を評価し継続的なサービスの管理を行う。

（通所介護の利用料）

第 11 条 本事業所が提供する地域密着型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし法定代理受領サービスについては、利用料の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。ただし、利用者・家族等の希望により提供される便宜のうち、次の掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- (1) 食事費（おやつ代を含む） 1 日につき 600 円
- (2) おむつ代 実 費

(3) 前各号に掲げるものの他、地域密着型通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。 実 費

2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。

3 利用料の支払は、銀行口座振込または郵便振替により、指定期日までに受ける。

(サービスの提供記録の記載)

第 12 条 地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該地域密着型通所介護について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第 13 条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 14 条 提供した地域密着型通所介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第 16 条 地域密着型通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第 17 条 職員は地域密着型通所介護の提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じるとともに、家族に報告するものとする。

2 その他緊急事態が発生したときは、管理者に報告するとともに、所轄の消防本部に連絡し、協力を依頼する等必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 地域密着型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 消防法に定める防火管理者を配置し、消防法施行規則に定める消防計画を策定する。

3 非常災害に備え、定期的に避難訓練等を行う。また、訓練にあたっては、地域住民の協力を得ながら連携に努める。

4 災害が発生した場合業務継続計画の策定と、研修及び訓練の実施をおこなう。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業者は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

(研修及び記録等の整備)

第 20 条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 虐待防止に関する研修

(3) 権利擁護に関する研修

(4) 認知症ケアに関する研修

(5) 介護予防に関する研修

(6) 身体拘束に関する研修

2 事業所は、地域密着型通所介護(通所型介護予防サービス)に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から 5 年間保存するものとする。

(1) 地域密着型通所介護計画(通所型介護予防サービス計画)については、計画の完了日

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日

(3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日

(4) 苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日

(5) 事故の状況及び事故の際して採った措置についての記録については、そのサービスを提供した日

(6) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録について

は、運営推進会議を行った日

- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 21 条 利用者は、地域密着型通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 2 入浴サービスの利用する際は、その日の健康チェックを踏まえて、看護師等の指示に従うこと。
- 3 機能訓練器具を利用する際には、生活リハビリの視点のもとに訓練指導員等の指導に従うこと。
- 4 レクリエーション・余暇活動に参加する際には、集団援助技術における生活の質に視点を置いた内容であることを理解すること。
- 5 第 18 条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(事故発生時の対応)

第 22 条 事業所は、地域密着型通所介護のサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際して、採った処置について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、地域密着型通所介護サービスの提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 24 条 事業所は、地域密着型通所介護サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

など必要な事項を記載することとする。

- 3 身体拘束等適正化のための委員会の設置、指針の整備、定期的な研修をおこなう。

(個人情報の保護)

第 25 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含めるものとする。

(地域との連携)

第 26 条 事業所は、適正な運営の確保とサービスの質の向上を図るために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の構成員は、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村、地域密着型通所介護について知見を有する者等とする。

- 3 運営推進会議の開催は、概ね 6 ヶ月に 1 回以上とする。

(その他の運営についての留意事項)

第 27 条 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人光明会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 10 月 16 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(別紙 1)

(単位：円)

項目	内 容	利用者等が支払う金額			単 位	備 考
		1 割	2 割	3 割		
法定代理受領サービスの利用料	7 時間～8 時間 介護度 1	753	1,506	2,259	1 日	該当する時間及び要介護度に応じて徴収
	介護度 2	890	1,780	2,670		
	介護度 3	1,032	2,064	3,096		
	介護度 4	1,172	2,344	3,516		
	介護度 5	1,312	2,624	3,936		
	6 時間～7 時間 介護度 1	678	1,356	2,034		
	介護度 2	801	1,602	2,403		
	介護度 3	925	1,850	2,775		
	介護度 4	1,049	2,098	3,147		
	介護度 5	1,172	2,344	3,516		
	5 時間～6 時間 介護度 1	657	1,314	1,971		
	介護度 2	776	1,552	2,328		
	介護度 3	896	1,792	2,688		
	介護度 4	1,013	2,026	3,039		
	介護度 5	1,134	2,268	3,402		
	入浴加算	40			1 回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6			1 日	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.9%			1 日	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1.0%			1 日	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1.1%			1 日	
	地 域 区 分	10.14 円			1 単位	利用料 1 単位 (10 円) 10.14 円に変更
その他の費用	食事費	600			1 食	おやつ代含む
	特別な食事の提供	実 費				該当者から徴収
	教養娯楽費	実 費				該当者から徴収
	その他	実 費				該当者から徴収